

## 業務委託契約書

X（以下「委託者」という。）とY（以下「受託者」という。）とは、次の通り業務委託契約を締結する。

### 第1条（受託者の提供または実施する業務内容）

委託者は、平成〇〇年〇〇月〇〇日付け●●に基づき、以下の業務を受託者に委任し、受託者はこれを受託する。

- (1) ●●の業務
- (2) ●●の業務
- (3) これらに付随する一切の業務

※役務の提供の範囲が曖昧になりがちなサービスの場合は、双方の認識を一致させるために委託業務の範囲の取り決めは重要となってきます。

### 第2条（善管注意義務）

受託者は、本件業務を委託者の指示に従い善良な管理者の注意をもって行うものとする。

### 第3条（再委託）

乙は、自己の責任において、委託業務の全部または一部について、第三者に再委託できるものとする。

※受託者だけに委託業務を行ってほしい時には「再委託禁止」の条項とします。

### 第4条（契約期間）

本契約の有効期間は、平成〇〇年〇〇月〇〇日から平成〇〇年〇〇月〇〇日までとする。

2 ただし、期間満了の1カ月前までに、甲乙の双方から何ら申し出のないときは、本契約は期間満了の翌日から自動的に満1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

※委任契約の一種である業務委託契約は、特約がなければ当事者はいつでも解約をすることができるため、突然の解約により一方が損害を被る可能性もありますので契約期間の定めをしておきます。cf. 民法 § 651 解除権  
また、自動延長の規定も入れておくと良いでしょう。

### 第5条（業務の対価）

定額 金〇〇〇〇円とする。但し、消費税は、別途委託者の負担とする。

2 甲または乙は、必要があるときは委託業務の内容、実施方法等の変更および追加等を行うことができるものとする。この場合、甲乙協議のうえ、委託業務の内容、実施方法、業務委託料などをあらかじめ決定するものとする。

3 第1項の業務委託料は、毎月末締め切り翌月末支払いとし、甲は、乙の指定する銀行口座に振込むことにより支払うものとする。なお、その際の振込手数料は、甲の負担とする。

※委託料については明確な定めをしておきます。cf. 民法 § 648 原則無報酬  
トラブル防止のため、消費税の支払いの有無、振り込み手数料の負担者についても記載しておきます。

#### 第6条（費用）

本件業務の実施に要する費用は全て受託者の負担とする。但し、委託者が負担することに別途書面で合意した費用については、委託者がこれを負担する。

※原則受託者は、委託者に必要経費につき費用を請求出来ませんが、請求できないとすることも可能です。cf. 民法 § 650 受任者の費用償還請求権

#### 第7条（対価の支払条件）

支払時期：2回分割払

平成〇〇年〇〇月〇〇日までに、金〇〇〇〇円

平成〇〇年〇〇月〇〇日までに、金〇〇〇〇円

委託者が別途指定する銀行口座へ現金にて振込み支払う。

#### 第8条（業務の実施）

受託者は、自らの責に帰さない事由又は正当な事由により、本契約上の業務の遂行を合意された期間中に完了できないことが判明した場合、直ちに委託者にその事由を付して通知し、委託者の指示に従わなければならない。また、受託者は、正当な事由なく委託者の承認を受けずに本契約上の業務を中止することはできない。

#### 第9条（報告義務）

乙は、本件業務の進捗状況に関して、一月に一度以上、甲の指定する書面にて報告をしなければならない。

cf. 民法 § 645 では「委任者の請求がある場合」となっています。

#### 第10条（不可抗力免責）

天災地変等の不可抗力、戦争・暴動・内乱、法令の改廃制定、公権力による命令処分、ストライキその他の労働争議、輸送機関の事故その他受託者の責に帰し得ない事由による受託業務の全部又は一部の履行遅滞又は履行不能ないし不完全履行を生じた場合には、受託者はその責に任じない。

#### 第11条（秘密保持）

委託者及び受託者は、互いに本契約に基づき知り得た相手方が機密と指定する情報を保持しなければならない。この機密情報には、受託者が調査の段階で取得した個人情報が含まれていることを認識の上、個人情報の保護に努めるものとする。

受託者が本件業務を第三者に委託し実施させる場合には、この秘密保持義務をこの第三者にも遵守させるものとする。

2 前項は、本契約の終了後も効力を有する。

※当条項により情報漏洩を防ぎます。

#### 第12条（知的財産権の帰属）

委託者および受託者は、本件業務の報告書に係わる著作権の帰属に関しては以下の定めによるものとする。

- (1) 本件業務で委託者のために新規に作成された報告書の著作権は受託者に帰属するものとするが、委託者及び委託者の関係会社はこれを無償で、かつ無期限に任意の方法で独占的に利用（加工を含む）することができるものとして、受託者はこれを異議なく許諾する。
- (2) 前項の定めによらず、委託者または受託者が従前から有している既存の著作物の著作権で、報告書に利用されているものは、当該委託者または受託者に帰属するものとする。なお従前から受託者に帰属する著作物で、報告書に利用されているものについては、受託者は委託者に対し著作権法に基づく非独占的な利用権を無償で、かつ無期限で許諾するものとする。ただし、委託者は受託者の承諾なくしてかかる著作物を利用する権利を第三者に譲渡することはできない。

※創作物に創作性が生じる場合には、知的財産権の帰属先も決めておきます。

#### 第13条（第三者の権利侵害）または（第三者に対する損害）

受託者は、委託業務の実施にあたり、また報告書並びにその調査実施・作成方法について、第三者が有する特許権等の工業所有権、著作権及びその他一切の権利にも抵触しないよう留意するとともに、万一、抵触の問題が発生し、又は発生するおそれのある場合には、直ちにその旨を委託者に通知し、自己の責任と費用負担で当該問題を解決するものとし、それにより生じた委託者の損害を賠償するものとする。但し、当該問題が委託者の責に帰すべき事由に起因する場合は、この限りではない。また、受託者は委託者に提供する調査報告書及びこれに含まれる情報、内容等が適法な手続、方法、または手段のもとに作成または入手したものであることを保証する。

※前項同様、委託者が業務を委託するにあたり、第三者の知的財産権の問題に絡むリスクを回避します。

また、知的財産権と関係なく、受託者の不祥事により委託者が責任追及をされないための「第三者に対する損害」の規定を設けておくこともよいでしょう。

#### 第14条（権利義務の譲渡等の禁止）

受託者は、委託者の書面による事前の承諾なしに本契約に基づく委託者に対する一切の権利義務を、第三者に譲渡し、担保の目的に供し、または再委託してはならないものとする。

※委託料請求権を第三者に譲渡されてしまうと、見知らぬ第三者から譲渡を受けるなどして法律関係が複雑化することがあります。また、業務委託に際して物品の貸与がなされている場合等は当規定を設けて注意を促しても良いでしょう。

#### 第15条（契約解除）

委託者又は受託者において下記各号の一つにでも該当したときは、相手方は何らの催告なくして直ちに本契約を解除することができる。

なお、この解除は損害賠償の請求を妨げない。

- (1) 本契約に違反したとき
- (2) 手形、小切手を不渡にする等支払停止の状態に陥ったとき
- (3) 仮差押え、差押え、仮処分、競売等の申立てを受けたとき
- (4) 破産、民事再生、会社更生、特別清算等の手続き申立てを受けたとき又は自ら申立てをしたとき
- (5) その他各号に類する不信用な事実があるとき

#### 第16条（紛争解決）

本契約に規定なき事項又は契約上の疑義については、両当事者間で誠意をもって協議決定ないしは解決するものとする。

万が一協議の整わざる場合は、〇〇地方裁判所をもって、第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約締結の証として本書2通を作成し、各自記名捺印の上それぞれその1通を保有する。

平成 年 月 日

委託者

受託者